

原議保存期間	5 年（令和13年3月31日まで）
有 効 期 間	一 種（令和13年3月31日まで）

警 視 庁 生 活 安 全 部 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 本 部 長
（参考送付先）
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警 察 庁 丁 保 発 第 1 7 0 号
令 和 7 年 8 月 2 1 日
警察庁生活安全局保安課長

猟銃安全指導委員規則の一部を改正する規則の公布について（通知）
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号。以下「改正法」という。）が令和7年9月1日から施行されることに伴い、猟銃安全指導委員規則の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第15号）が本日公布され、令和7年9月1日から施行されることとなった。改正の内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正の内容

改正法の施行に伴い、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第2条第9項が同条第10項に項ずれするところ、猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）第4条第1号において引用する鳥獣保護管理法の条項番号である「第2条第9項」を「第2条第10項」に改正するもの。（別添：官報の写し）

2 施行期日

改正法の施行の日（令和7年9月1日）

○国家公安委員会規則第十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十
八号）の施行に伴い、猟銃安全指導委員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年八月二十一日

国家公安委員会委員長 坂井 学

猟銃安全指導委員規則の一部を改正する規則

猟銃安全指導委員規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定
の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（活動内容） 第四条 法第二十八条の二第二項第四号の国 家公安委員会規則で定める活動は、次に掲 げるものとする。 一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正 化に関する法律（平成十四年法律第八十 八号）第二十条第十項に規定する狩猟期間 内において、同法第十一条第一項に規定 する狩猟可能区域内の巡回を行う活動 〔二・三 略〕	（活動内容） 第四条 〔同上〕 一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正 化に関する法律（平成十四年法律第八十 八号）第二十条第九項に規定する狩猟期間 内において、同法第十一条第一項に規定 する狩猟可能区域内の巡回を行う活動 〔二・三 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この規則は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の
日（令和七年九月一日）から施行する。